

鳥取県医師会役員等退職慰労金支給規則

第1章 総 則

第1条 本会役員等に対する退職慰労金支給基準を設け、その適切な運営を図るため本規則を定める。

第2条 本規則における役員等とは、会長、副会長、理事、監事、代議員会議長、副議長をいう。

第3条 本会役員等に対する退職慰労金の支給にあたっては、本規則の定めるところによって算出した金額を支給する。

第2章 役員等退職慰労金

第4条 役員等退職慰労金は、次の各号に該当するものに対して支給する。

- (1) 任期を満了した者
- (2) 在任中死亡した者
- (3) 辞任届を提出して受理された者

2 前項第1号に該当する者で、引き続き役員等として留任する場合には最終任期満了の時に一括して支給するものとする。

第5条 支給額は次の各号に定める定額にそれぞれの在任年数を乗じて計算したものを基準額とする。ただし在任年数の計算にあたって、1年未満の端数を生じた場合には、これを1年として参入する。

- | | | |
|-------|---------------|---------|
| (1) 会 | 長 | 80,000円 |
| (2) 副 | 会 長 | 60,000円 |
| (3) 常 | 任 理 事 | 50,000円 |
| (4) 理 | 事 | 30,000円 |
| (5) 監 | 事 | 20,000円 |
| (6) 県 | 代 議 員 会 議 長 | 20,000円 |
| (7) 県 | 代 議 員 会 副 議 長 | 10,000円 |

附 則

- 1 本規程は代議員会の決議によらなければ改廃することができない。
- 2 本規程は昭和51年1月1日より施行する。

- 3 昭和51年1月1日現在役員であるものに対する第5条の在任年数の算定にあたっては、本規程施行前の役員としての在任年数をも参入するものとする。
- 4 第5条の支給額は、昭和55年4月1日から適用する。
但し、本規程改正前より引き続き留任している役員については、昭和55年3月31日までは旧規程により算定する。
- 5 本規則は、平成4年8月8日から施行する。